

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第281回 中国最高裁が制定予定の会社法新司法解释

中国最高人民法院は、2025年9月30日に公布した『「中華人民共和國会社法」適用に関する若干問題についての最高人民法院の解釈』意見募集稿を2006～2019年発表の会社法司法解释5件に替わる新解釈とし、裁判規則の統一と明確化を進める予定である。今回は日系企業が注目すべき主要内容に絞って解説する。

◇日系企業に関わる会社法適用判例

日本企業A社は、中国企業B社と中国合弁会社C社を設立した。A社はC社持分の90%を占めるが、名目上監事を1名のみ派遣し、全経営管理をB社に委ねた。最初の数年間、B社はA社との連絡を維持し、C社の経営状態を適時報告していたが、社長の交代後はA社への連絡報告が徐々に減り、最終的に一切の連絡が途絶え、A社からの連絡や要求さえ無視するようになった。A社は長期間にわたり幾度となく解決を試みたが有効手段を見いだせず、やむなくC社解散を裁判所に申立てた。

当初裁判所はC社が法的解散要件を満たさないと考えていたが、A社代理弁護士は、A社が長期間完全に権利行使不能に陥っていたこと、また既にあらゆる手段を尽くしたことを証明する大量の証拠を提出し、最終的救済手段はC社解散しかないと主張した。裁判所は最終的にA社の主張を認め、C社解散を判決した。判決後、B社は直ちにA社との協議解決を申し出た。

◇本意見募集稿の重点内容

- 1、有限責任会社の持分変動認定基準を明確にした。
 - (1) 譲受人は株主名簿記載日から持分を取得する。
 - (2) 会社が株主名簿を設けない場合、譲受人は実際の株主権行使日、又は持分譲渡事実を会社に通知した日から持分を取得する。
- 2、会社法人格否定の認定基準を明確にした。
 - (1) 株主が法人格の独立性や株主有限責任を濫用し、会社の過度支配、財産混同、資本投入の著しい不足等により債権者に深刻な損失を与えた場合、債権者は当該株主に会社債務の連帯責任負担を請求することができる。
 - (2) 2社以上の会社に、同一支配株主による直接又は間接的な過度の支配若しくは相互の財産混同による区別不能があり、会社債権者の利益を著しく損なった場合、債権者はいずれかの会社に対し他の会社の債務についても連帯責任負担を請求できる。
- 3、株主による非貨幣性資産出資の実際価値が定款規定の出資額を著しく下回る場合の紛争では、資産評価機構に委託し財産出資時の価値を評価する認定方法を採用する。

4、株主の出資引揚げとは、債権債務関係の偽装や会社財産流用等により法定手続を経ずに出資を引き揚げる行為を指す。株主が虚偽の財務諸表作成による利益水増分配や、関連取引を利用した出資移転がある場合、違法利益分配及び関連取引に関わる規定に従って処理する。

5、董事、監事、高級管理職及びその関係者による当社との直接又は間接関連取引の法的効力について、法定報告又は会社決議プロセスを経ていない場合、会社は当該取引が会社に対し効力を持たない旨の確認請求に加え、財産返還又は損害賠償を請求できる。

6、董事が株主出資払込の未催告により会社に対する損害賠償責任を負う状況を明確にした。

(1) 董事会が株主出資状況の照合調査を行っていない。

(2) 株主が定款規定の期限通りに出資払込をしていない。董事会が適時に会社名義で書面の払込催告をしていない。

(3) 董事会が会社利益に反して株主の失権・非失権を決議する。

(4) 株主の失権後に会社が失権持分を譲受人に譲渡したが、譲受人が出資義務を適時に履行していない、若しくは譲渡価格が引受払込価格を下回る。

(5) 董事が照合調査、払込催告、処理過程における忠実義務違反により会社に損失を与えるその他状況。

7、執行董事や総経理職にある法定代表者の重大過失により他人に損害を与えた場合、被害者は当該法定代表人個人に賠償責任負担を請求できる。

8、「影の董事」の法的責任を明確にした。

(1) 董事ではない支配株主や実質的支配者が事実上会社事務を執行する場合、董事の法的責任に関する一般規定を適用できる。

(2) 会社の支配株主や実質的支配者が、董事や高級管理職に会社又は株主の利益を損なう行為の実施を指示する場合、董事や高級管理職と連帯責任を負わなければならない。

9、会社解散の訴訟提起と同時に司法清算を申立てることはできない。会社解散の判決が出た後は清算義務者自身が清算を組織しなければならず、組織できない場合、別途で司法清算を申立てることができる。

◇日系企業へのアドバイス

新司法解釈は、意見募集期間満了後に一部修正を加えてから正式に公布される見込みだが、主要内容に実質的変更はない。これは会社法関連の司法裁判規則が一段と複雑かつ厳密になることを意味するため、今後日系企業が会社法に絡む問題を扱う際は、一層細心の注意を払う必要がある。

国内回帰の輸出企業、「独自の日」セールに注力＝広東省

【上海時事】中国メディアが10日伝えたところによると、世界的に貿易摩擦の逆風が強まる中、海外市場に注力してきた中国の消費財企業は国内市場に目を向けており、中国で商戦が最も盛り上がる11月11日の「独身の日」セールに本格的に参戦している。